

一、従業員側

従業員側実行委員出名ハ本月二十八日午前七時三十分ヨリ會社食堂ニ於テ協議會ヲ開催シ神奈川鐵工組合近藤由良西木部員参加ノ上會社ノ原案ニ對シ左案ノ通約半額ヲ承認スルコトトシ全職工ノ賛成ヲ得タルヲ以テ即日社長ト會見交渉スルコト、シタルカ一般従業員ハ格別ノ勤惰ナク平常通就業中

會社ノ原案

一ヶ月時勤二日分給與廢止

社長三内副社長二内ノ手當廢止

特別手當三割五分全廢(一ヶ月約九百円位)

職工側案

一日分ヲ給與スルコト

廢止承認

日給二円未満ハ二割五分ヲ存シ現在ノ儘トス

日給三円五十銭以上六円五分ヲ存シ二割ヲ減スルコト

日給二円ヲ三月五十円ニテ間ニ於テ約二割ヲ按分

シテ右三階ニ高給者ニ連ヒ率ヲ低下スルコト

(一ヶ月約四百五十円位)

二、交渉状況

職工側実行委員ハ前項ノ如ク決定シタルヲ以テ同日午後五時十五分ヨリ會社ノ事務所ニ於テ市原社長ト會見シ前示ノ案ヲ提出シテ會社ノ悲境ヲ考慮シ本程度迄ハ承認スヘキ旨ヲ述ベタルニ社長ニ職工ノ誠意ヲ諒トシ慎重考慮ノ上明後三十日午後二時半ヨリ同三時頃マテノ間ニ何等カノ回答ヲ為スコトヲ約シテ會見ヲ了セリ

右及申(通)報候也